

芦総人第1262号

令和4年11月12日

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会

委員長代行 湯浅 智美 様

芦屋市長 伊藤



会計年度任用職員の給料、報酬及び期末手当等について

2022年10月28日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり最終回答する。

記

- 1 会計年度任用職員の給料・報酬について
給料表については別紙1のとおりとし、実施時期は令和4年4月1日とする。
- 2 令和4年12月期のパートタイム会計年度任用職員の期末手当について
別紙2のとおり
- 3 その他の要求について
上記1及び2を除くその他の要求については、別途口頭回答する。
- 4 報酬の加算について
令和4年12月期においては別紙3のとおりとし、令和5年6月期及び12月期については支給率をそれぞれ100分の5とする。

以上

別紙1 会計年度任用職員給料表 新旧対照表

号給	1 級				号給	2 級			
	現行	改定額		引上額		現行	改定額		引上額
	給料月額	給料月額	間差			給料月額	給料月額	間差	
1	138,600	142,600	1,200	4,000	1	208,600	210,700	1,700	2,100
2	139,800	143,800	1,200	4,000	2	210,200	212,400	1,700	2,200
3	141,000	145,000	1,200	4,000	3	211,800	214,100	1,600	2,300
4	142,200	146,200	1,200	4,000	4	213,400	215,700	1,500	2,300
5	143,400	147,400	1,300	4,000	5	214,900	217,200	1,800	2,300
6	144,700	148,700	1,300	4,000	6	216,700	219,000	1,600	2,300
7	146,000	150,000	1,300	4,000	7	218,600	220,600	1,800	2,000
8	147,300	151,300	1,100	4,000	8	220,400	222,400	1,400	2,000
9	148,400	152,400	1,500	4,000	9	222,100	223,800	1,400	1,700
10	149,900	153,900	1,500	4,000	10	223,500	225,200	1,500	1,700
11	151,400	155,400	1,500	4,000	11	225,200	226,700	1,700	1,500
12	152,900	156,900	1,400	4,000	12	227,000	228,400	1,600	1,400
13	154,300	158,300	1,500	4,000	13	228,700	230,000	1,800	1,300
14	155,800	159,800	1,500	4,000	14	230,600	231,800	1,800	1,200
15	157,300	161,300	1,500	4,000	15	232,500	233,600	1,600	1,100
16	158,800	162,800	1,600	4,000	16	234,100	235,200	1,500	1,100
17	160,400	164,400	1,900	4,000	17	235,600	236,700	1,800	1,100
18	162,300	166,300	1,800	4,000	18	237,500	238,500	1,800	1,000
19	164,100	168,100	1,900	4,000	19	239,300	240,300	1,900	1,000
20	166,000	170,000	1,600	4,000	20	241,100	242,200	1,700	1,100
21	167,600	171,600	1,900	4,000	21	242,800	243,900	2,000	1,100
22	169,500	173,500	1,700	4,000	22	244,800	245,900	2,300	1,100
23	171,300	175,200	1,800	3,900	23	247,000	248,200	1,800	1,200
24	173,200	177,000	1,900	3,800	24	249,000	250,000	1,900	1,000
25	175,200	178,900	1,800	3,700	25	250,900	251,900	1,900	1,000
26	177,100	180,700	2,000	3,600	26	253,000	253,800	2,100	800
27	179,100	182,700	1,800	3,600	27	255,100	255,900	2,000	800
28	181,100	184,500	1,600	3,400	28	257,100	257,900	1,800	800
29	182,800	186,100	1,900	3,300	29	259,000	259,700	2,100	700
30	184,800	188,000	1,800	3,200	30	261,100	261,800	1,900	700
31	186,800	189,800	1,800	3,000	31	263,100	263,700	2,100	600
32	188,700	191,600	1,700	2,900	32	265,200	265,800	1,800	600
33	190,400	193,300	1,100	2,900	33	267,000	267,600	1,800	600
34	191,600	194,400	1,200	2,800	34	268,800	269,400	1,700	600
35	192,800	195,600	1,000	2,800	35	270,600	271,100	2,100	500
36	193,800	196,600	1,000	2,800	36	272,700	273,200	2,100	500
37	194,900	197,600	1,800	2,700	37	274,800	275,300	2,000	500
38	196,700	199,400	1,400	2,700	38	276,800	277,300	1,900	500
39	198,100	200,800	1,500	2,700	39	278,700	279,200	2,100	500
40	199,700	202,300	1,700	2,600	40	280,800	281,300	1,800	500
41	201,400	204,000	1,700	2,600	41	282,600	283,100	1,900	500
42	203,100	205,700	1,600	2,600	42	284,500	285,000	1,800	500
43	204,800	207,300	1,600	2,500	43	286,300	286,800	1,800	500
44	206,400	208,900	1,600	2,500	44	288,200	288,600	2,000	400
45	208,000	210,500	1,600	2,500	45	290,200	290,600	1,500	400
46	209,700	212,100	1,700	2,400	46	291,800	292,100	1,700	300
47	211,400	213,800	1,700	2,400	47	293,500	293,800	1,900	300
48	213,100	215,500	1,400	2,400	48	295,400	295,700	1,600	300
49	214,600	216,900	1,700	2,300	49	297,000	297,300	1,500	300
50	216,300	218,600	1,700	2,300	50	298,700	298,800	1,500	100
51	218,000	220,300	1,600	2,300	51	300,200	300,300	1,600	100
52	219,700	221,900	1,200	2,200	52	301,800	301,900	1,300	100
53	220,900	223,100	1,700	2,200	53	303,100	303,200	1,500	100
54	222,600	224,800	1,400	2,200	54	304,600	304,700	1,400	100
55	224,200	226,200	1,700	2,000	55	306,000	306,100	1,600	100
56	225,900	227,900	1,200	2,000	56	307,600	307,700	1,700	100
57	227,200	229,100	1,400	1,900	57	309,300	309,400	1,700	100
58	228,800	230,500	1,400	1,700	58	311,000	311,100	1,200	100
59	230,300	231,900	1,300	1,600	59	312,300	312,300	1,600	0

別紙1 会計年度任用職員給料表 新旧対照表

号給	1 級				号給	2 級			
	現行	改定額		引上額		現行	改定額		引上額
	給料月額	給料月額	間差			給料月額	給料月額	間差	
60	231,900	233,200	1,400	1,300	60	313,900	313,900	1,500	0
61	233,500	234,600	1,300	1,100	61	315,400	315,400	1,600	0
62	234,900	235,900	1,300	1,000	62	317,000	317,000	1,600	0
63	236,300	237,200	1,400	900	63	318,600	318,600	1,500	0
64	237,800	238,600	1,200	800	64	320,100	320,100	1,600	0
65	239,200	239,800	1,100	600	65	321,700	321,700	1,600	0
66	240,400	240,900	1,200	500	66	323,300	323,300	1,600	0
67	241,700	242,100	1,100	400	67	324,900	324,900	1,600	0
68	243,000	243,200	1,000	200	68	326,500	326,500	1,500	0
69	244,000	244,200	600	200	69	328,000	328,000	1,500	0
70	244,700	244,800	800	100	70	329,500	329,500	1,500	0
71	245,500	245,600	800	100	71	331,000	331,000	1,500	0
72	246,300	246,400	500	100	72	332,500	332,500	1,400	0
73	246,800	246,900	700	100	73	333,900	333,900	1,500	0
74	247,500	247,600	800	100	74	335,400	335,400	1,500	0
75	248,300	248,400	900	100	75	336,900	336,900	1,500	0
76	249,200	249,300	600	100	76	338,400	338,400	1,400	0
77	249,800	249,900		100	77	339,800	339,800	1,400	0
78					78	341,200	341,200	1,400	0
79					79	342,600	342,600	1,400	0
80					80	344,000	344,000	1,200	0
81					81	345,200	345,200	1,400	0
82					82	346,600	346,600	1,300	0
83					83	347,900	347,900	1,400	0
84					84	349,300	349,300	1,300	0
85					85	350,600	350,600	1,400	0
86					86	352,000	352,000	1,100	0
87					87	353,100	353,100	1,200	0
88					88	354,300	354,300	1,000	0
89					89	355,300	355,300	1,000	0
90					90	356,300	356,300	1,100	0
91					91	357,400	357,400	1,000	0
92					92	358,400	358,400	1,000	0
93					93	359,400	359,400	1,000	0
94					94	360,400	360,400	1,000	0
95					95	361,400	361,400	1,000	0
96					96	362,400	362,400	900	0
97					97	363,300	363,300	900	0
98					98	364,200	364,200	800	0
99					99	365,000	365,000	900	0
100					100	365,900	365,900	900	0
101					101	366,800	366,800	900	0
102					102	367,700	367,700	800	0
103					103	368,500	368,500	800	0
104					104	369,300	369,300	700	0
105					105	370,000	370,000	900	0
106					106	370,900	370,900	700	0
107					107	371,600	371,600	700	0
108					108	372,300	372,300	700	0
109					109	373,000	373,000	700	0
110					110	373,700	373,700	700	0
111					111	374,400	374,400	700	0
112					112	375,100	375,100	0	0

別紙 2

令和 4 年 1 2 月 1 日に在職する芦屋市パートタイム会計年度任用職員に 支給する期末手当の支給基準

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員について、条例第 1 0 条及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則第 7 条の規定に基づき、次のとおり期末手当を支給する。

1 支給対象者

支給対象者は、令和 4 年 1 2 月 1 日に在職しているパートタイム会計年度任用職員とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 2 に規定する職員以外の職員

2 支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む）の月額に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た額に、基準日以前の 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の下表の左欄に掲げる在職期間に応じ、下表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の35
1月未満	100分の30

- (2) 前号の在職期間の算定については、育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業

を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間を除算する。

- ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部がこの出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業
 - ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業
- (3) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

3 支給日

令和4年12月9日(金)

以 上

別紙 3

令和 4 年 1 2 月 1 日に在職する芦屋市パートタイム会計年度任用職員に 支給する報酬の加算の支給基準

「芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例」（以下「報酬条例」という。）の適用を受ける職員について、次のとおり報酬の加算額として支給する。

1 支給対象者

支給対象者は、令和 4 年 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職しているパートタイム会計年度任用職員とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 2 に規定する職員以外の職員

2 支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む。）の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	勤務した期間が 6 月の場合	1 0 0 %
イ	〃 5 月以上 6 月未満の場合	9 0 %
ウ	〃 4 月以上 5 月未満の場合	8 0 %
エ	〃 3 月以上 4 月未満の場合	7 0 %
オ	〃 2 月以上 3 月未満の場合	6 0 %
カ	〃 1 月以上 2 月未満の場合	4 5 %
キ	〃 15 日以上 1 月未満の場合	3 0 %
ク	〃 15 日未満の場合	1 0 %
ケ	〃 ない場合	0 %

- (2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、報酬条例の適用により報酬の支給を受ける職員として勤務した期間とする。

(3) 前号の勤務した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）

イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部がこの出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

(4) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

3 支給日

令和4年12月28日（水）

以 上